# グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方 原案からの変更点・新旧対照表

※網掛け部分が変更点を示す。

成案 原案

はじめに

2 基本的考え方

(前略)

本考え方は、以上のような枠組みの下、 事業者等の実際の活動と独占禁止法との関 係については、できるだけ分かりやすく示 そうとしたものであって、本考え方で挙げ ている想定例はあくまでも類型化・抽象化 された例示である。「独占禁止法上問題とな らない行為」として挙げている想定例に該 当しないからといって直ちに独占禁止法上 問題となるということではない。さらに、 「独占禁止法上問題となる行為」として挙 げている想定例に該当するような行為につ いても、様々な追加的な検討要素が存在す る場合、例外的に独占禁止法上問題ないと 判断し得ることもある。こうした点も含め、 公正取引委員会としては、グリーン社会の 実現に向けた事業者等の取組を後押しして いくためにも、本考え方の内容に照らしつ つ、事業者等との意思疎通を重ねながら積 極的に相談への対応を行っていく。本考え 方に示されていないものを含め、事業者等 の具体的な行為が違反となるか否かについ ては、最終的に、独占禁止法の規定に照ら して、個々の事案ごとに判断されるもので あることはいうまでもない。

# 第1 共同の取組

1 独占禁止法上問題とならない行為 <独占禁止法上問題とならない行為の想定 例> はじめに

2 基本的考え方

(前略)

本考え方は、以上のような枠組みの下、 事業者等の実際の活動と独占禁止法との関係については、できるだけ分かりやすく示 そうとしたものであって、本考え方で挙げ ている想定例はあくまでも類型化・抽象化 された例示である。本考え方に示されてい ないものを含め、事業者等の具体的な行為 が違反となるか否かについては、独占禁止 法の規定に照らして、個々の事案ごとに判 断されるものであることはいうまでもない。

# 第1 共同の取組

1 独占禁止法上問題とならない行為 <独占禁止法上問題とならない行為の想定 例> (想定例2 法令上の義務の遵守対応)

- 商品Aの製造販売業者により構成される事業者団体Xは、法令上、商品Aの製造販売業者による達成が義務付けられるリサイクル率を、会員事業者が達成しなければならない目標値として定めた。その上で、当該リサイクル率を達成する観点から、Xは、会員事業者各社のウェブサイトにおいて自社が当該目標の達成に向けて取り組む旨を宣言することを奨励するとともに、会員事業者各社の達成率を、会員事業者の同意を得て団体のウェブサイトにおいて公表することとした。
- 3 独占禁止法上問題とならないよう留意を要する行為
- (2)業務提携
  - イ 業務提携の類型別の主な考慮要素等
  - (ク) データ共有

<独占禁止法上問題とならない行為の想定 例>

(想定例39 温室効果ガス削減に向けた取組のために必要なデータの収集・分析)

○ 商品Aの製造販売業者X、Y及びZの 3社は、商品Aの製造過程で排出される 温室効果ガス削減を目的として、製造工 程の一部を担う新しい生産設備を商品A の原材料Bの製造販売業者Wとともに、 共同で設置・運用することを検討してい るところ、当該検討に当たっては、3社の 供給能力や負担可能なコストといった、 重要な競争手段に関する情報を互いに共 有し、それを分析した結果を踏まえる必 要がある。

そこで、3社及びWは、3社及びWの 営業部門の担当者を含まない特別チーム (法令上の義務の遵守対応)

○ 商品Aの製造販売業者により構成される事業者団体 X は、法令上、商品Aの製造販売業者による達成が義務付けられるリサイクル率を、会員事業者が達成しなければならない目標値として定めた。その上で、当該リサイクル率を達成する観点から、 X は、会員事業者各社の達成率を、会員事業者の同意を得て公表することとした。

- 3 独占禁止法上問題とならないよう留意を要する行為
  - (2)業務提携
    - イ 業務提携の類型別の主な考慮要素等
      - (ク) データ共有

<独占禁止法上問題とならない行為の想定 例>

【新設】

を設立し、当該チームにおいて3社の情報を収集・分析した上で、設備の設置・運用に向けた検討を行うこととした。また、3社及びWは、当該チームに対し、収集した情報を当該チーム外に共有することを禁ずるとともに、設備の設置・運用に係る会社としての意思決定のためにやむを得ない場合には、収集した情報を客観的に統計処理する、いずれの事業者が提供した情報であるのか分からないよう加工するなどした上、3社及びWの管理部門のみに共有し、当該チームが収集した情報を利用して商品Aの製造販売に関する協調的な行動が促進されないよう適切な措置を採ることとした。

- 第2 取引先事業者の事業活動に対する制 限及び取引先の選択
  - 1 取引先事業者の事業活動に対する制 限
  - (3) 選択的流通
    - ア 独占禁止法上問題とならない行 為

<独占禁止法上問題とならない行為の想定 例>

(想定例 45 温室効果ガス削減に係る一定の基準を満たした流通業者のみに対する商品の供給)

〇 商品Aは、製造販売業者X、Y及びZにより供給されているところ、Xは、従来品に比べて製造過程において排出する温室効果ガスを大きく削減した新たな商品Aの開発に成功した。Xは、当該商品Aの販売を開始するに当たって、自社が直接的に関与しない商品の販売段階において発生する温室効果ガスについても削減することを目的として、新たな商品Aを取

- 第2 取引先事業者の事業活動に対する制 限及び取引先の選択
  - 1 取引先事業者の事業活動に対する制限
  - (3) 選択的流通

ア 独占禁止法上問題とならない行 為

<独占禁止法上問題とならない行為の想定 例>

(温室効果ガス削減に係る一定の基準を満たした流通業者のみに対する商品の供給)

〇 商品Aの製造販売業者Xは、従来品に 比べて製造過程において排出する温室効果ガスを大きく削減した新たな商品Aの 販売を開始するに当たって、自社が直接 的に関与しない商品の販売段階において 発生する温室効果ガスについても削減す ることを目的として、新たな商品Aを取 り扱う流通業者(卸売業者及び小売業者) に対して、一定の温室効果ガス削減義務 り扱う流通業者(卸売業者及び小売業者) に対して、一定の温室効果ガス削減義務 を課すこととした。

Xは、温室効果ガス削減に取り組んでいると認められる卸売業者に対してのみ自社の新たな商品Aを供給し、これらの卸売業者に対しては、同様に温室効果ガス削減に取り組んでいると認められる流通業者に対してのみ当該商品Aを販売するよう義務付けた。当該商品Aの取扱いを希望する全ての流通業者に対して、同等の基準が適用される。

## 2 取引先の選択

(1)単独の取引拒絶

ア 独占禁止法上問題とならない行 為

<独占禁止法上問題とならない行為の想定 例>

(想定例49 温室効果ガス削減に係る一定の基準を満たさない取引先事業者との取引の打切り)

〇 役務Aの所管官庁は、指針により、役務Aを提供する事業者に対して、温室効果ガス排出量を毎年3%削減することを努力義務として定めている。役務Aの提供事業者Xは、経営上の判断により、当該努力義務を履行していない。役務Aの提供に用いられる商品Bの製造販売業者Yは、自社の社会的責任を踏まえれば、所管官庁の定めた努力義務を履行していないXとの取引は望ましくないと独自に判断し、これまでXに販売していた商品Bの供給を取りやめることとした。

# 【解説】

この行為は、所管官庁が定める温室効果ガス削減目標を履行しない事業者との

を課すこととした。

Xは、温室効果ガス削減に取り組んでいると認められる卸売業者に対してのみ自社の新たな商品Aを供給し、これらの卸売業者に対しては、同様に温室効果ガス削減に取り組んでいると認められる流通業者に対してのみ当該商品Aを販売するよう義務付けた。当該商品Aの取扱いを希望する全ての流通業者に対して、同等の基準が適用される。また、商品Aを取り扱う流通業者にはX以外にも取引先の選択肢が存在する状況であった。

## 2 取引先の選択

(1)単独の取引拒絶

ア 独占禁止法上問題とならない行 為

<独占禁止法上問題とならない行為の想定 例>

(温室効果ガス削減に係る一定の基準を満 たさない取引先事業者との取引の打切り)

〇 役務Aの所管官庁は、指針により、役務Aを提供する事業者に対して、温室効果ガス排出量を毎年3%削減することを努力義務として定めている。役務Aの提供事業者Xは、経営上の判断により、当該努力義務を履行していない。役務Aの提供に用いられる商品Bの製造販売業者Yは、自社の社会的責任を踏まえれば、所管官庁の定めた努力義務を履行していないXとの取引は望ましくないと独自に判断し、これまでXに販売していた商品Bの供給を取りやめることとした。

# 【解説】

この行為は、所管官庁が定める温室効果ガス削減目標を履行しない事業者と

取引を独自の判断で打ち切るものである。自社の社会的責任を果たすという目的により行われたものであり、独占禁止法上違法な行為の実効を確保するための手段として、又は独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として行われたものではないと認められ、かつ、事業者がどの事業者と取引するかは、基本的には事業者の取引先選択の自由であることも踏まえると、独占禁止法上問題なく実施することができる。

イ 独占禁止法上問題となる行為 <独占禁止法上問題となる行為の想定例> (想定例 52 競争者の排除を達成するため の手段としての当該事業者との取引の打切 り)

○ 商品 A の製造販売業者 X は、商品 A の製造に必須である部品 B の製造販売ま行っているところ、部品 B の製造販売業者は他に存在しない。昨年、X は、製造過程における温室効果ガス排出量を従来品に比べて大幅に削減することができる新たな部品 B の販売を開始した。今般、X は、製造過程における温室効果ガス排出量を大幅に削減した商品 A の一般消費者 から書きるに削減した商品 A の一般消費者 から非原するための手段として、従来の取引を打ち切り、従来の部品 B とともに新たな部品 Bを Y 及び Z に供給しないこととした。

の取引を独自の判断で打ち切るものである。自社の社会的責任を果たすという社会公共的な目的には合理性が認められ、かつ、事業者がどの事業者と取引するかは、基本的には事業者の取引先選択の自由であることも踏まえると、手段の相当性も認められるため、独占禁止法上問題なく実施することができる。

イ 独占禁止法上問題となる行為 <独占禁止法上問題となる行為の想定例> (競争者の排除を達成するための手段とし ての当該事業者との取引の打切り)

○ 商品Aの製造販売業者 X は、商品Aの製造に必須である部品Bの製造販売も行っているところ、部品Bの製造販売業者は他に存在しない。昨年、X は、製造過程における温室効果ガス排出量を従来品に比べて大幅に削減することができる新たな部品Bの販売を開始した。今般、X は、製造過程における温室効果ガス排出量を大幅に削減した商品Aの一般消費者からの需要が伸びていることを踏まえ、商品Aの製造販売業者 Y 及び Z を市場から排除するための手段として、従来の取引を打ち切り、部品Bを Y 及び Z に供給しないこととした。

※ この新旧対照表には、想定例への通し番号の付記、修辞上の修正といった、 原案からの軽微な変更は含まれておりません。

以上